東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成24年度 不適合管理委員会報告情報(平成24年 7月25日(水)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年 7月25日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 III:
 該当なし

 その他:
 5 件

ての	16 .	3 1 1		
NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	サービス建屋機器搬出入口ホイストの点検中に、巻上電動機のファンに割れが認められたため、当該電 動機のファンを交換。	GⅢ	
2	3号機	残留熱除去冷却海水系B系海水放水弁バイパス弁において、自動で全開とならない事象が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
3	1·2号廃棄物 処理設備	廃棄物処理建屋冷凍機Aにおいて、起動後数分で自動停止する事象が認められたため、当該冷凍機を 点検・修理	GⅢ	
4	補助ボイラー	ボイラー蒸気だめ入口弁点検において、シート面に線状指示模様が認められたため、当該弁を修理。	GⅢ	
5	その他	緊急時演習訓練実施報告書の所長承認の受け方について、原子力防災マニュアルの業務フローとの相違(原子力防災委員会において議事録にて所長承認を得ていたが報告書に承認印をもらっていなかった)が認められたため、対応検討。	GⅢ	